

船橋市景観重要建造物等助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第46条の規定に基づく求めがあった場合において、景観重要建造物等の維持、保全及び継承を図ることを目的に所有者等が実施する修繕等に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。また、この要綱に記載なきことについては、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）の定めによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観重要建造物 法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物をいう。
- (2) 景観重要樹木 法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木をいう。
- (3) 景観重要建造物等 景観重要建造物と景観重要樹木をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 景観重要建造物等の所有者
- (2) 景観重要建造物等の所有者の承諾を得て助成対象事業を行う者
- (3) その他市長が認める者

2 前項各号に掲げる者は、市区町村税の滞納がない者とする。ただし、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付対象となる事業は、助成対象者が景観重要建造物等を維持、保全及び継承を図ることを目的に実施する次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 景観重要建造物の外観の修繕等に関する事業
- (2) 景観重要建造物の外観を維持するために必要な構造上の修繕等に関する事業
- (3) 景観重要建造物に付帯する各種設備等の修繕等に関する事業
- (4) 前3号に規定する事業に関する設計等
- (5) 景観重要樹木の樹形の整形に関する事業
- (6) 景観重要樹木の倒木及び枯損防止等に関する事業

(助成対象経費、額及び限度額)

第5条 助成対象経費、額及び限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害等により損壊した景観重要建造物等の現状復旧に係る

事業で市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市景観重要建造物等助成金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合にはその内容を審査し、適正と認めたときは予算の範囲内で助成金の交付を決定する。

- 2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があると認めるときは、助成金の交付に係る事項に修正を加えて交付決定することができる。
- 3 市長は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、助成金の額の確定において当該助成金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

（交付条件）

第8条 市長は、助成金の交付を決定する場合には、必要な条件を付し、又は指示することができる。

（交付決定の通知）

第9条 市長は、助成金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を船橋市景観重要建造物等助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

（助成事業の遂行）

第10条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付の対象となった事業計画及び交付決定に付した条件その他市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。助成金の他の用途への使用をしてはならない。

（計画変更等の承認）

第11条 助成事業者は、助成事業の計画を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき又は助成事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに船橋市景観重要建造物等助成金事業計画（変更・中止・廃止）申請書（第3号様式）により

市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査し、その承認若しくは不承認を船橋市景観重要建造物等助成金申請事項（変更・中止・廃止）承認（不承認）通知書（第4号様式）により助成事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第12条 助成事業者は、当該助成事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）はその完了した日から起算して20日を経過する日又は助成金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市景観重要建造物等助成事業実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要があると認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、助成事業の実績に基づき精算額で交付決定をした場合の助成金については、前項の報告は要しないものとする。

- 3 第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした助成事業者は、第1項の規定による実績報告を行うに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定等）

第13条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を船橋市景観重要建造物等助成金確定通知書（第6号様式）により当該助成事業者へ通知する。

（交付時期）

第14条 助成金は、前条の規定により確定した額を助成事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、助成事業の完了前に交付することができる。

- 2 助成事業者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、船橋市景観重要建造物等助成金交付請求書（第7号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り或其他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 暴力団等であることが判明したとき。

(3) 助成金を他の用途に使用したとき。

(4) 第18条の規定に違反して承認を受けずに助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は

担保に供したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第9条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(助成金の返還)

第16条 市長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市景観重要建造物等助成金返還命令書（第8号様式）によりその返還を命ずるものとする。

2 市長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市景観重要建造物等助成金返還命令書により確定額を超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第17条 助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市景観重要建造物等助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（第9号様式）により速やかに、遅くとも助成事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該助成金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。なお、助成事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、助成金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は助成金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他助成金の交付の目的を達成するため、市長が必要があると認めるもの

(関係書類の整備)

第19条 助成事業者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類を10年間整備

しておかなければならない。

(調査又は報告)

第20条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、助成事業者に対して、助成事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(補足)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

区分	助成対象事業	助成対象経費	助成金の額	限度額
景観重要建造物	第4条第1号の事業	工事費、付帯工事費、測量及び試験費、機械器具費、営繕費その他市長が認める経費	助成対象経費の2分の1に相当する額。国庫補助事業及び県費補助事業の場合は、助成対象経費から国庫補助額・県費補助額を控除した額の2分の1以内の額。	500万円。ただし、予算の範囲内。
	第4条第2号の事業			
	第4条第3号の事業			
	第4条第4号の事業	基本設計及び実施設計に要する測量及び試験費、機械器具費その他市長が認める経費		
景観重要樹木	第4条第5号の事業	せん定及び枝の処理等に要する経費、機械器具費、原材料費その他市長が認める経費	助成対象経費の2分の1に相当する額。国庫補助事業及び県費補助事業の場合は、助成対象経費から国庫補助額・県費補助額を控除した額の2分の1以内の額。	50万円。ただし、予算の範囲内。
	第4条第6号の事業	倒木防止の設備、病害虫駆除等に要する経費、機械器具費、原材料費その他市長が認める経費		

備考

- 1 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 一の年度における助成金の限度額は、一の景観重要建造物につき500万円を超えないものとする。
- 3 一の年度における助成金の限度額は、一の景観重要樹木につき50万円を超えないものとする。
- 4 景観重要建造物において同一箇所に対する助成金の額は、10年間で500万円とする。

第 1 号様式

船橋市景観重要建造物等助成金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

申請者

氏名

助成金の交付を受けたいので、船橋市景観重要建造物等助成金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

助 成 年 度	年度
助 成 金 の 名 称	船橋市景観重要建造物等助成金
景観重要建造物等の 指定番号、名称及び 所 在 地	景観重要（建造物・樹木） 指定第 号 名 称： 所在地：
助 成 事 業 の 名 称	
助 成 事 業 の 目 的 及 び 内 容	
経 費 所 要 総 額	円
申 請 金 額	円
着 工 及 び 完 了 予 定 年 月 日	着工予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
添 付 資 料	1 事業計画書 2 収支予算書 3 実施設計書 4 事業を行う者が所有者でない 場合は、所有者の同意書 5 現況写真 6 市区町村税の滞納がないこと を証明する書類 7 その他

消費税の適用に関する事項（該当する者に☑）

① 助成金交付額の算定

☐ 消費税額を助成対象経費に含まないで助成金交付額を算定
☐ 消費税額を助成対象経費に含めて助成金交付額を算定 ※ 確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」 の提出が必要となります（返還額が 0 円の場合も含む）。

② ①で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

☐ 免税事業者である
☐ 簡易課税事業者である
☐ 消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入割合が 5 %を超える
☐ その他（ ）

第 2 号様式

船橋市景観重要建造物等助成金交付決定通知書

船橋市都計指令第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付申請のあった助成金の交付について、次のとおり決定したので、 船橋市景観重要建造物等助成金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

助 成 年 度	年度
助 成 金 の 名 称	船橋市景観重要建造物等助成金
景観重要建造物等の 指定番号、名称及び 所 在 地	景観重要（建造物・樹木） 指定第 号 名 称： 所在地：
助 成 事 業 の 名 称	
経費所要総額のうち 助成の対象となる経費	円
交 付 決 定 額	円
交 付 条 件	1 助成事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。 2 助成事業等の中止又は廃止をするときは、市長の承認を得ること。 3 助成事業等が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示をうけること。

第3号様式

船橋市景観重要建造物等助成金事業（変更・中止・廃止）申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

助成事業者

氏名

助成事業を（変更・中止・廃止）したいので、船橋市景観重要建造物等助成金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
交 付 決 定 番 号	船橋市都計指令第 号
助 成 年 度	年度
景観重要建造物等の 指定番号、名称及び 所 在 地	景観重要（建造物・樹木） 指定第 号 名 称： 所在地：
助 成 金 の 名 称	船橋市景観重要建造物等助成金
助 成 事 業 の 名 称	
変更又は中止の理由	
（ 変 更 の 場 合 ） 変 更 の 内 容	(変更前) (変更後)
変更又は中止年月日	年 月 日（予定）
添 付 資 料	

第 4 号様式

景観重要建造物等助成金申請事項（変更・中止・廃止）承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付計画（変更・中止・廃止）申請について、船橋市景観重要建造物等助成金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により通知します。

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
交 付 決 定 番 号	船橋市都計指令第 号
助 成 年 度	年度
景観重要建造物等の 指定番号、名称及び 所 在 地	景観重要（建造物・樹木） 指定第 号 名 称： 所在地：
助 成 金 の 名 称	船橋市景観重要建造物等助成金
助 成 事 業 の 名 称	
承 認 の 可 否	可 ・ 否
承認しない場合の理由	
承認に対する条件等	

第 5 号様式

景観重要建造物等助成事業実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

助成事業者

氏名

年 月 日付で交付の決定を受けました船橋市景観重要建造物等助成金事業の実施状況につきまして、船橋市景観重要建造物等助成金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
交 付 決 定 番 号	船橋市都計指令第 号
助 成 年 度	年度
景観重要建造物等の 指定番号、名称及び 所 在 地	景観重要（建造物・樹木） 指定第 号 名 称： 所在地：
助 成 金 の 名 称	船橋市景観重要建造物等助成金
助 成 事 業 の 名 称	
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
変更又は中止年月日	年 月 日（予定）
交 付 決 定 額	円
既 交 付 額	円
助成対象経費精算額	円
添 付 書 類	1 収支決算書 2 完成写真 3 その他（ ）

第 6 号様式

船橋市景観重要建造物等助成金確定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった助成事業等について、次のとおり助成金の額を確定したので、船橋市景観重要建造物等助成金交付要綱第 13 条の規定により、通知します。

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
交 付 決 定 番 号	船橋市都計指令第 号
助 成 年 度	年度
景観重要建造物等の 指定番号、名称及び 所 在 地	景観重要（建造物・樹木） 指定第 号 名 称： 所在地：
助 成 金 の 名 称	船橋市景観重要建造物等助成金
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 額	円
助成対象経費精算額	円
助 成 率	
交 付 確 定 額	円

第 7 号様式

船橋市景観重要建造物等助成金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

助成事業者

氏名

船橋市景観重要建造物等助成金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定により、助成金の交付を次のとおり請求します。

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
交 付 決 定 番 号	船橋市都計指令第 号
助 成 年 度	年度
景観重要建造物等の 指定番号、名称及び 所 在 地	景観重要（建造物・樹木） 指定第 号 名 称： 所在地：
助 成 金 の 名 称	船橋市景観重要建造物等助成金
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 額	円
交 付 確 定 額	円
既 交 付 額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 年 月 日交付 円
今 回 交 付 請 求 額	円
未 交 付 額	円
添 付 書 類	1 船橋市景観重要建造物等助成金交付決定通知書 2 その他（ ）

第 8 号様式

船橋市景観重要建造物等助成金返還命令書

第 年 月 日 号

様

船橋市長 印

船橋市景観重要建造物等助成金交付要綱第 1 6 条第 1 項の規定により、次のとおり助成金の返還を命ずる。

返 還 す べ き 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 を 命 ず る 理 由	
返 還 方 法	
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日
交 付 決 定 番 号	船橋市都計指令第 号
助 成 年 度	年度
景観重要建造物等の 指定番号、名称及び 所 在 地	景観重要（建造物・樹木） 指定第 号 名 称： 所在地：
助 成 金 の 名 称	船橋市景観重要建造物等助成金
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 額	円
既 交 付 額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
交 付 確 定 額	円

第9号様式

船橋市景観重要建造物等助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

助成事業者

氏名

年 月 日付船橋市都計指令第 号により交付決定があった船橋市景観重要建造物等助成金について、下記のとおり報告します。

記

1. 助成金交付確定額

金 円

2. 確定申告により確定した船橋市景観重要建造物等助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）

金 円

※0円の場合はその理由について☑

- ☐ 消費税の申告義務がない
- ☐ 簡易課税方式による申告を行っている
- ☐ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- ☐ その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3. 添付資料

・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）

・別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり

別添 添付書類チェック表

※ 本用紙と合わせて該当する添付書類を提出してください。

申告方式	添付書類	提出書類 に ☒
消費税の確定申告の義務がない	○免税事業所であることを証する書類 【任意様式】	☐
簡易課税方式により申告している 場合	○消費税確定申告書（簡易課税用）（写）	☐
公益法人（一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人）等で特定収入割合が５％を超えている場合	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表２（計算表）（写） ○特定収入割合を確認できる書類【任意様式】	☐
課税売上割合が９５％以上かつ課税売上高が５億円以下の法人等	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表２（計算表）（写）	☐
課税売上割合が９５％未満または課税売上高が５億円超の法人等であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合		☐
課税売上割合が９５％未満または課税売上高が５億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合		☐